

令和5年度 気象警報の発表に伴う教育センター研修の対応について

研修区分	対 応
午前開始の研修	午前7時の時点で、広島市のいずれかの行政区に警報が1つでも発表されている場合 → 延期
14:30開始の研修	正午の時点で、広島市のいずれかの行政区に警報が1つでも発表されている場合 → 延期
その他の時刻に開始する研修（午後）	研修開始予定時刻の2時間前の時点で、広島市のいずれかの行政区に警報が1つでも発表されている場合 → 延期

- ※ 警報とは、「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」等を指します。
- ※ 各園・学校において、研修開始前に警報が発表された、または警報が発表されるおそれのある場合に、幼児児童生徒への緊急な対応等が必要な折は、そちらを優先してください。（その際は、教育センターへ、研修を欠席する旨の連絡を行ってください。）
- ※ 同一日にグループごとに分散して行う研修では、各グループで実施または延期の判断をします。  
 [例1] ○○研修を10:30～12:00(Aグループ)と15:15～16:45(Bグループ)の2展開で計画している場合  
 ⇒(Aグループ)は7:00に、(Bグループ)は13:15に判断します。  
 [例2] □□研修を13:30～15:00(Cグループ)と15:15～16:45(Dグループ)の2展開で計画している場合  
 ⇒(Cグループ)は11:30に、(Dグループ)は13:15に判断します。
- ※ 延期した場合の実施時期については、後日改めて連絡します。
- ※ 「配付資料による研修（所属園・校）」は、原則として警報発表による延期は行いません。
- ※ 長期休業中は、原則として警報発表による延期は行いません。